

「白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱（案）」に係るパブリックコメントの結果について

地域振興課

番号	意見（ご意見は原文のまま掲載しています。）	意見に対する考え方
1	<p>白岡市パートナーシップ宣誓に反対します。</p> <p>私は異性が夫婦の様に共同で生活する事は健康的で健全な姿であり、より健全な社会の構成の為に有益なものと考えております。（子孫繁栄の為）</p> <p>それに対して同性が共同で仲良く生活する事は特に問題は無く又その権利があると思いますが、夫婦の様な形態で生活を共にする姿は決して健全でなく異端であると思う</p> <p>そう言う人達が正しい姿であると言う社会には決してなあって欲しくありません。何の為にパートナーシップ宣誓を行う必要があるのか意味が無く世の混乱を助長すると思うので反対します。</p>	<p>「白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱」につきましては、行政において子どもや高齢者に対する支援があるように、社会において様々な場面で困難に直面している性的少数者の方々の生きづらさや不安の解消につなげるための支援として制定するものです。</p> <p>性のあり方は単一的に分けられるものではなく、色彩のグラデーションのように一人一人異なります。</p> <p>法律上の効果が生じるものではございませんが、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさが少しでも解消され、差別や偏見のない、多様性を認め合う、自分らしく生きることができる社会の実現には必要な制度であると考えております。</p> <p>今後も、様々な意見を取り入れ、より良い制度となるよう努めて参りますので御理解賜りますようお願いいたします。</p>

<p>2</p>	<p>行政には少子化対策が喫緊の課題である。行政は憲法に保障された両性の合意による家族形成を念頭に置いた結婚を勧め、祝福し、保護すべきである。子孫の誕生、そして未来の家族があつて国も自治体も存続することができる。性的マイノリティーを強調して考えるべきではない。性は種族保存の厳粛な営みである。本来の行政はその原則を守るべきで、価値の多様化の理由で、両性の同意のもとに行われる結婚と同列にすべきではない。パートナーシップ制度は従来 of 結婚制度と家族を崩す魅となりうる。</p> <p>私は次世代の日本国民の誕生と未来の家族のために、パートナーシップ制度は容認できません。絶対反対です。</p>	<p>「白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱」につきましては、行政において子どもや高齢者に対する支援があるように、社会において様々な場面で困難に直面している性的少数者の方々の生きづらさや不安の解消につなげるための支援として制定するものです。</p> <p>民法上の婚姻制度のように法律上の効果が生じるものではないですが、性的マイノリティーの方々の不安や生きづらさが少しでも解消され、差別や偏見のない、多様性を認め合う、自分らしく生きることができる社会の実現には必要な制度であると考えております。</p> <p>今後も、様々な意見を取り入れ、より良い制度となるよう努めて参りますので御理解賜りますようお願いいたします。</p>
----------	---	--

<p>3</p>	<p>反対</p> <p>以下に理由を書きます。</p> <p>①近親者同士、既婚者同士を排除した条件で現行の婚姻制度に準じて作成する案にもかかわらず、婚姻と別にパートナーシップを作る理由は性的少数者と表現しているのが、実際は同性婚を市が独自に認める制度であり、白岡市は憲法違反のシステムを導入しようとしている。</p> <p>②市民からパートナーシップを作成してくれないと不便や不利益を被る、と云う陳情や請願がどれだけ寄せられたのか、それを市民に公表して市民の間で議論の場を設けて議会を通すべきではないのか。法的根拠や権利擁護を市民に求めないのであれば単なる紙切れであり、税金を使ってシステムを作り発行するのは全く無意味である。無駄である。</p>	<p>「白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱」につきましては、行政において子どもや高齢者に対する支援があるように、社会において様々な場面で困難に直面している性的少数者の方々の生きづらさや不安の解消につなげるための支援として制定するものです。</p> <p>要綱制定にあたり、市では、男女共同参画推進会議において要綱の素案について意見を求め、議会では、当事者を招き勉強会を開催する等の意見交換を実施する機会がありました</p> <p>民法上の婚姻制度のように法律上の効果が生じるものではございませんので、憲法とは異なる市独自の支援として、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさが少しでも解消され、差別や偏見のない、多様性を認め合う、自分らしく生きることができる社会の実現につながる必要な制度であると考えております。</p> <p>今後も、様々な意見を取り入れ、より良い制度となるよう努めて参りますので御理解賜りますようお願いいたします。</p>
----------	---	--

<p>4</p>	<p>1 「白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱」の制定には、以下に述べる理由により反対する。</p> <p>2 要綱案第1条が「性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現」を謳っているが、我が国の法秩序において「人権」とは憲法第3章「国民の権利及び義務」に定めのある権利を指すものであり、このうち憲法第24条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と定めている。同条が「両性」という文言を明示的に使用していること（「両」という漢字が「2」を意味する文字であることは言うまでもなく、その点は現代中国語でも同じである）、及び、法文において「のみ」という限定辞は反対解釈を許容する趣旨で用いられるのが通例であることに鑑みれば、この憲法第24条第1項の規定は、「婚姻は、両性の合意以外に基いて成立させてはならない」ともと解するのが通常の法解釈である（なお、ロシア連邦の2020年憲法改正において婚姻を「男女間の結び付き」と規定したことは、一般に同性婚を禁止する趣旨と理解されている）。つまり、憲法第24条第1項は同性婚を禁止する規定であり、我が国の法秩序において同性婚を実現しようとする場合には、憲法第24条第1項の改正が必要である。しかるに、要綱案第2条第2号が「パートナーシップ」を「双方又は一方が性的少数者であり、相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約し、互いを人生のパートナーとするこ</p>	<p>「白岡市パートナーシップの宣誓に関する要綱」につきましては、行政において子どもや高齢者に対する支援があるように、社会において様々な場面で困難に直面している性的少数者の方々の生きづらさや不安の解消につなげるための支援として制定するものです。</p> <p>民法上の婚姻制度のように法律上の効果が生じるものではございませんが、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさが少しでも解消され、差別や偏見のない、多様性を認め合う、自分らしく生きることができるとする社会の実現には必要な制度であると考えております。</p> <p>重婚者や戦争難民など、日本以外の法律も踏まえたうえで支援が必要とされるマイノリティの方々や、家族制度に基づく近親婚者の救済につきましては、外交の分野における国の専権事項でございますので、市の立場からこのことについて申し上げることはできませんが、人権は、国際的にも普遍的価値であり、自由権、社会権などすべての権利は、同様に扱われるべきと考えております。</p> <p>外国籍の方の制度利用時に確認させていただく添付書類につきましては、第4条第3項第4号に定める「その他市長が必要と認める書類」として、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入したもの）を添えて提出していただくこととしています。年齢要件につきましても、第3条第1項において成年と定めておりますことから、満18歳以上の方であれば、申請いただけます。</p>
----------	--	--

<p>とを約する2人の関係」と規定し、また、同第3条が「双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は現に他のパートナーシップにある者がいないこと。」(第3号)及び「宣誓をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。)でないこと(養子縁組による近親者であつて、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。)」(第4号)をパートナーシップ宣誓の要件と定めていることに鑑みれば、要綱案が「パートナーシップ」を民法上の婚姻に準じたものと位置付けようとしていることは明らかであり、我が国の現行の法秩序においては、このような要綱は憲法第24条第1項違反であるから制定することができない。</p> <p>3 同性同士の居住については、現行の法秩序においても何らの制限もなく自由に行うことができ、万が一契約上これを禁ずる条項がある場合には民法第90条を通じた憲法第14条の私人間適用によりこのような条項は無効となり、また、賃貸人等から事実上の差別があれば、民法第709条を通じた憲法第14条の私人間適用により不法行為が成立するため、民事上の責任を追及することができる。遺産相続についても、民法第960条以下に定められた遺言制度により、家族以外の者に対しても遺産を相続させることができる。それゆえ、そもそもパートナーシップ宣誓を制度として制定する必要性に乏しい。</p> <p>4</p> <p>(1) 我が国の法秩序において救済が必要なマイノリティが</p>	<p>今後も、様々な意見を取り入れ、より良い制度となるよう努めて参りますので御理解賜りますようお願いいたします。</p>
---	--

存在するとすれば、それはイスラーム法に基づく重婚者である。すなわち、「イスラームにおける一夫多妻制は法源をコーランとするイスラーム法的制度である。男性は4人まで妻を娶ることができる。しかしコーランの規定上、夫は妻を保護し扶助を与える義務があり、またそれぞれの妻の間に差異を設けることは決して許されない。[...] 4人までと明言されているが正当な理由があれば5人以上の妻を持ってもよいとされている。実際にイスラム教国の王侯貴族には5人以上の妻が公式にいることはめずらしくなく、5人目以降の妻の子であっても継承権などにおいて差別されることはない。正当な理由かどうかの判断はウラマーによって行われ、5人目以降の妻を持つ場合にはウラマーに申し出て正当な理由であることを証明するファトワーを発行してもらう必要がある。」(ウィキペディア「一夫多妻制」の項)。しかし、我が国の法の適用に関する通則法第42条は、「外国法によるべき場合において、その規定の適用が公の秩序又は善良の風俗に反するときは、これを適用しない。」とされており、我が国の法秩序においては第一婚以外の婚姻はその効力を否定される。これは前述の憲法第24条第1項の規定が法の適用に関する通則法第42条の「公の秩序又は善良の風俗」の具体的内容として解釈される結果であるが、仮に憲法第24条第1項の規定によって要綱案第2条第1号にいう「性的少数者」(同号によれば、「性的指向の対象が異性のみではない者及び性自認が出生時の性と異なる者をいう。))が法律上の婚姻を行えないことの不便を解消することが要綱制定の趣旨で

あるとすれば、当然、イスラーム法に基づく重婚者も救済の対象とすべきである。しかし、同第3条第3号は「双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現に他のパートナーシップにある者がいないこと。」をパートナーシップ宣誓の要件としており、イスラーム法に基づく重婚者は救済されない。イスラーム法に基づく重婚者に対してこのような差別を行うことに何らの合理性もなく、したがってこれは「人種、信条、〔…〕社会的身分又は門地」による不合理な差別であり、憲法第14条第1項に違反するから、我が国の法秩序においてこのような要綱を制定することはできない。

(2) (1)の観点から要綱案第3条第3号の「双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現に他のパートナーシップにある者がいないこと。」を削除することの必要性について見解を問う。「シリア内戦により、多くの成人男性が従軍中または死亡や国外脱出したため、結婚・生活難から逃れるため、一夫多妻を受け入れる女性が増えた。内戦前の2010年に5%だった一夫多妻の夫婦の比率は、2015年に30%へ増えた」とされており（ウィキペディア「重婚」の項）、戦争難民救済の観点をもふまえて検討されたい。

5

(1) 同様に我が国の法秩序において救済が必要なマイノリティが存在するとすれば、それは近親婚者である。すなわち、民法第734条は、第1項において「直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。」と定め

た上で、その第2項は「第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。」と定めている。民法第817条の9の規定による親族関係の終了とは、特別養子縁組による実方血族との親族関係の終了をいうが、いうまでもなく特別養子縁組については菊田医師事件（「宮城県石巻市の産婦人科医であった菊田昇医師は、人工中絶、特に妊娠7か月以上で時に生きて出生する乳児の生命を絶つことに疑問を抱いていたことから、中絶を希望する妊婦に対し、出産して乳児を養子に出すように説得していた。同時に、子宝に恵まれないために養子の引き取りを希望する夫婦を地元紙で募集し、乳児を無報酬で養子縁組をしていた。その数は100人以上に及ぶと言われている。だが、当時の日本は特別養子縁組に関する法律規定が無く、養親が実子のように養子を養育できるように、また実母が出産した経歴が戸籍に残らないようにとの配慮から、乳児の出生証明書を偽造していたことが発覚。しかし、この事件を契機に、法律に違反しながらも100名以上の乳児の命を守ったことへの賛同の声が巻き起こり、実子として養子を育てたいと考える養親や、社会的養護の下に置かれる子どもが社会的に認知され、要望に応える法的制度が必要だという機運が高まった。」（ウィキペディア「特別養子縁組」の項）及び愛知方式（「愛知方式とは、1982年に愛知県の児童相談所で始まった赤ちゃん縁組である。乳幼児は家庭で愛情を持って育てられるべきという考えをもとに、児童福祉司の矢満田篤二が取り組み始めた。矢満田篤二は虐待死により死に至るケースで最多なの

が、出生日の赤ちゃんであり、加害者の9割が母親であることを重視している。愛知方式では妊娠をしたが自分は育てられない女性がいるという連絡が児童相談所などに入った場合、妊娠中からの実母の相談に乗り出産前から実母のケアをする。一方で行政側が養親を選定し、養子縁組を行う。妊娠中から悩む実母のケアを行うのは海外における養子縁組では一般的であるものの、当時の日本では画期的であった。愛知方式は現在の日本における特別養子縁組のあっせん方法の基礎となり、民間あっせん団体は多くがこの方式を活用している。特別養子縁組前提を前提とした「新生児里親委託」とも呼ばれる。養親の候補者の夫妻は、性別や障害の不問、産みの親から引き取り希望があった時には、真に子供の幸せになることであれば育てた子供を返すこと、また取材協力することなどの9箇条への誓約を経なければならない。」(同所))を機縁として導入された制度であり、子が実方の血族に関する記憶が残らないうちに成立させるのが基本である。しかしそれゆえに、その子が成人した場合に、気づかずに実方の血族(典型的には実の兄弟姉妹)生涯の伴侶に選んでしまうことがありうる。しかし、前述の通り、民法第734条第2項の規定により、特別養子縁組による実方血族との親族関係の終了後も当該実方血族との婚姻は禁止されているから、法律上婚姻を行うことはできない。仮に要綱案第2条第1号にいう「性的少数者」が法律上の婚姻を行えないことの不便を解消することが要綱制定の趣旨であるとするれば、当然、ここで述べたような近親婚者も救済の対象とすべきである。し

かし、同第3条第4号は「宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと（養子縁組による近親者であって、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。）。」をパートナーシップ宣誓の要件としており、三親等内の傍系血族との近親婚者は救済されない。近親婚者に対してこのような差別を行うことに何らの合理性もなく、したがってこれは「社会的身分又は門地」による不合理な差別であり、憲法第14条第1項に違反するから、我が国の法秩序においてこのような要綱を制定することはできない。

(2) (1)の観点から要綱案第3条第4号の「宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと（養子縁組による近親者であって、養子縁組をする前は近親者でなかった場合を除く。）。」を削除することの必要性について見解を問う。

6 地方自治法第1条の2第2項は、「国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担する」ものと定めている。『新版逐条地方自治法』（第9次改訂版）16頁によれ

ば、「全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務」には「私法秩序の形成等」が含まれるものと解されており、私法秩序の根本法としてこれを具体的に形成するのは、いうまでもなく国の法律である民法である。このうち家族制度については民法第4編「親族」が、同じく国の法律である戸籍法とともに定めているから、家族制度については国の専権であって、そもそも地方自治体の所管事項ではない。その証拠に、現在市は第一号法定受託事務として戸籍事務を処理しているのであり、その根拠条文である地方自治法第2条第9項第1号によれば、それが「国が本来果たすべき役割に係るもの」であることを明文をもって定めているのである。したがって、国の専権である家族制度について、地方自治体が法律又はこれに基づく政令の授權なしに定めることはできない。すなわち、要綱案はそもそも地方自治法第1条の2第2項及び第2条第9項第1号に違反するものであるから、これを制定することはできない。

7

(1) 要綱案第3条にはパートナーシップ宣誓の要件が定められており、その中に国籍要件はないから、当事者の国籍を問わずパートナーシップ宣誓を行うことが少なくとも実体的観点からは可能であるものと解される。しかし、同第4条第3項第2号によれば、「戸籍抄本(3月以内に発行されたものに限る。)」を宣誓書に添付しなければならず、戸籍抄本を取得できるのは日本国籍者に限られるから、結局のところ、

<p>手続的観点からすると外国人はパートナーシップ宣誓を行うことができないことになる（同条第4項の規定により省略可能とされているのは「住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3月以内に発行されたものに限る。）」のみであり、要綱案によれば「戸籍抄本（3月以内に発行されたものに限る。）」を省略することはできない。外国人に対してこのような差別を行うことに何らの合理性もなく、したがってこれは「人種、信条、〔…〕社会的身分又は門地」による不合理な差別であり、憲法第14条第1項に違反するから、我が国の法秩序においてこのような要綱を制定することはできない。</p> <p>(2) (1)の観点から要綱案第4条第3項第2号の「戸籍抄本（3月以内に発行されたものに限る。）」を削除することの必要性について見解を問う。</p> <p>8 仮に外国人もパートナーシップ宣誓を行える場合、要綱案第3条第1号に「双方が成年に達した者であること。」と規定していることの趣旨が不明である。法の適用に関する通則法第24条第1項は「婚姻の成立は、各当事者につき、その本国法による。」と定めているので、仮にパートナーシップ宣誓が婚姻又はこれに準ずるものであるならば、当該規定により各当事者の本国法（基本的には国籍国法。同法第38条及び第40条参照）により成年に達したか否かが判断されることになるが、担当課は「この制度は、現行の法制度の影響を受けるものではないため、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。」と説明しているため、婚姻又はこれに準ずるものではなく、したがって、法の適用に関する通</p>	
--	--

則法第24条第1項を適用することはできない。行政法上の公証行為（いわゆる準法律行為的行政行為）であるから法廷地法である日本法を適用するという考え方もあろうが、到底合理性がある考え方とは思えない。この点については一種の難問であり、しかるべき国際私法の専門家の助力の下に牴触法的熟考を加えた上で、それをふまえた妥当な規定を整備する必要があるが、そのような整備の努力はいまだなされていないように見受けられる。それゆえ、このような要綱を制定すべきではない。